



グリーン調達ガイドライン

第7版

2018年5月

目 次

1. はじめに	3
2. 目的	4
3. 適用範囲	4
4. 多摩川精機の環境保全活動	
4. 1 基本方針	5
4. 2 環境方針	5
5. 多摩川精機のグリーン調達基準（要求事項）	
5. 1 多摩川精機のグリーン調達の考え方	6
5. 2 管理体制の構築	7
5. 2. 1 環境マネジメントシステムの構築	7
5. 2. 2 環境負荷物質管理体制の構築	8
5. 3 環境負荷物質調査への協力	8
5. 4 含有禁止物質の非含有	9
6. その他	9
7. 改訂履歴	10
付表1. 含有禁止物質	11
付表2. 条件付含有禁止物質	11
【別紙】	
様式1. 環境保全への取り組みに関する調査票	
様式2. 含有禁止物質非含有保証書	

1. はじめに

私たちの生活は技術の進歩や経済発展によって、豊かで便利になりましたが、気候変動による生物多様性の喪失や資源の大量消費による資源枯渇など、地球環境に深刻な影響を与えています。

これら地球規模の環境問題を認識し、持続可能な社会に向けた環境の取り組みを推進することは、私たち企業にとっても喫緊の課題となっています。

多摩川精機グループは、環境負荷の少ない製品をお客様に提供するために、2004年からグリーン調達ガイドラインを制定し、お取引先様のご協力を得ながら調達品についてのグリーン調達活動を推進してまいりました。

近年、サプライチェーン全体としての環境の取り組みの重要性は増し、欧州 RoHS 指令や REACH 規則をはじめとする法規制の厳格化が進み、企業をとりまく環境は大きく変化しています。

多摩川精機グループはこのような変化に対応すべく、本書の見直しが必要であると判断し、第7版を発行することに致しました。

皆様とともに「地球環境との調和」に向けた取り組みをより一層強力に展開したいと考えておりますので、お取引先様のご協力をお願い申し上げます。

多摩川精機株式会社

環境マネジメントシステム実行責任者

2. 目的

このガイドラインは、多摩川精機グループ（以下、「多摩川精機」という）が購入する調達品のグリーン調達基準を示し、お取引先様を含めたサプライチェーン全体で環境に配慮したものづくりを展開することにより、地球環境との調和に向けた取り組みを推進し、持続可能な社会の構築を目指します。

3. 適用範囲

多摩川精機が購入する以下の全ての調達品に適用し、それらを納入いただく全てのお取引先様を対象とします。

- (1) 多摩川精機の製品に使用する原材料、部品、ユニット品
- (2) 多摩川精機が外部へ製造・加工委託する外注品
- (3) 多摩川精機の生産工程で使用する副資材、治工具類
- (4) 多摩川精機製品に使用する梱包資材
- (5) 多摩川精機が設計・製造を外部委託し多摩川精機ブランドとして販売する製品

4. 多摩川精機の環境保全活動

4. 1 基本方針

多摩川精機は基本方針のひとつに環境保全を掲げ、「環境保全は、企業に課せられた使命と認識し、これを事業活動の重要な柱の一つとして捉え、環境方針のもと、自ら責任を持ち、全社をあげて環境保全活動に取り組む」ことを定めています。

「自然と環境に調和した事業活動・地域社会と協調した環境改善活動・利害関係者に安心していただける事業活動」を行動指針として、環境保全活動を推進します。

4. 2 環境方針

環境方針

「創造的企業活動を通して、21世紀にふさわしい産業づくりをめざし、もって地域の経済振興に貢献する」という企業理念のもと、多摩川精機株式会社は、あらゆる企業活動の場で環境改善活動に取り組みます。

1. 緑豊かな美しい自然環境に恵まれた地で活動する企業として、環境法規制等の順守義務を満たすと共に汚染を予防し、持続可能な資源の利用、気候変動の緩和及び気候変動への適応、生物多様性及び生態系の保護に努めます。
2. 事業活動・商品・サービスにおける以下の活動において環境目標を設定し、継続的な改善に取り組み、環境パフォーマンスの向上を目指します。
 - (1) 低炭素社会への取組
製品ライフサイクルの環境配慮、省エネルギー
 - (2) 資源の保全
廃棄物の削減、省資源
 - (3) 自然との共生
環境汚染事故ゼロ、環境負荷物質削減
 - (4) 責任ある事業活動
環境法規制の順守、地域貢献
3. 地域の責任ある企業として他の企業・団体と連携し、革新的な取組に挑戦し続け、持続可能な地域づくりに貢献します。

2016年11月21日
多摩川精機株式会社
代表取締役社長

関 重夫

5. 多摩川精機のグリーン調達基準（要求事項）

5. 1 多摩川精機のグリーン調達の考え方

多摩川精機は、これまでの「品質」、「納期」、「価格」などの調達基準に加え、「環境」に関する評価基準を設け、環境へ配慮いただけるお取引先様から優先的に調達品を購入することを基本的な考え方としています。

多摩川精機のグリーン調達

多摩川精機の製品に組み込まれる調達品/
多摩川精機の製品と共に出荷される調達品
(例：完成製品、部品、部材、包装材)

その他の調達品
(例：サービス、生産・試験設備)

◆ お取引先様

5.2 管理体制の構築

5.2.1 環境マネジメントシステムの構築

5.2.2 環境負荷物質管理体制の構築
>> 様式1「環境保全への取り組みに関する調査票」の提出

5.3 環境負荷物質調査への協力

>> 調査対応（個別依頼）

◆ 調達品

5.4 含有禁止物質の非含有

>> 含有禁止物質非含有保証書の提出（個別依頼）

◆ お取引先様

5.2 管理体制の構築

5.2.1 環境マネジメントシステムの構築

>> 様式1「環境保全への取り組みに関する調査票」の提出

5. 2 管理体制の構築

お取引先様は、5. 2. 1項の「環境マネジメントシステムの構築」及び5. 2. 2項の「環境負荷物質管理体制の構築」をお願いします。

お取引先様の管理体制の取り組みにつきまして、様式1「環境保全への取り組みに関する調査票」をご提出いただき、評価させていただきます。

5. 2. 1 環境マネジメントシステムの構築 (全てのお取引先様)

お取引先様は、環境保全活動を推進し継続的改善が実現できる体制の構築をお願いします。そのために以下の(1)～(3)のいずれかを満足していることを基準とし、ISO 14001の外部認証取得又はISO 14001に準ずる環境マネジメントシステムの構築をお願いします。

(1) ISO 14001の外部認証を取得していること。

(2) 国、地方自治体などが推進する以下の環境マネジメントシステムの認証を取得していること。

マネジメントシステム名称	主管団体
エコアクション21	環境省
エコステージ	エコステージ協会
KES (京都・環境マネジメントシステム・スタンダード)	KES 環境機構
南信州いいむす21	南信州広域連合

(3) 上記(1)、(2)を満たしていない場合、様式1「環境保全への取り組みに関する調査票」において、以下の必須事項に取り組み、70点以上の評価点があること。

- ・環境ボランティアや地域貢献活動に参加している。
- ・順守すべき環境法令を把握し、最新の状態にしている。
- ・環境管理の内容を含む方針を策定している。
- ・省エネ、省資源につながる目標及び実施計画を立てている。
- ・目標や法令順守の取り組みを監視・測定し、分析・評価している。
- ・取り組みを見直し、その結果に対し代表者が指示を出している。

5. 2. 2 環境負荷物質管理体制の構築 (製品に関するお取引先様)

多摩川精機製品に組み込まれる調達品を納入いただくお取引先様は、最新版の「製品含有化学物質管理ガイドライン※」に基づく環境負荷物質管理体制の構築をお願いします。

※製品含有化学物質管理ガイドライン：<http://www.jamp-info.com/dl>

多摩川精機の製品をお客様に提供するうえで、お取引先様の環境負荷物質管理体制を確認をさせていただく場合があります。

5. 3 環境負荷物質調査への協力 (製品に関するお取引先様)

多摩川精機の製品で使用する調達品を納入いただくお取引先様は、調達品に含まれる環境負荷物質の含有量の把握をお願いします。

多摩川精機より依頼させていただく場合、お取引先様は調達品について以下の提出フォーマットで環境負荷物質の情報提供をお願いします。

提出フォーマット	フォーマット提供団体
chemSHERPA (成分)	経済産業省
IMDS	日本 IMDS サービスセンター
JAMA/JAPIA 統一データシート (JAMA シート)	JAMA (日本自動車工業会) JAPIA (日本自動車部品工業会)
その他 (多摩川精機のお客様が必要とする環境負荷物質の情報)	

- ・提出フォーマットは、多摩川精機より依頼した時点の最新版を使用ください。
- ・提出フォーマットは、以下提供団体のホームページより確認ください。
chemSHERPA (<https://chemsherpa.net/chemSHERPA/tool/>)
IMDS (<https://public.mdsystem.com/ja>)
JAMA/JAPIA (<http://www.japia.or.jp/datasheet/>)
- ・提出フォーマットにて報告いただいた環境負荷物質の含有量及び濃度は、お取引先様の責任において保証いただきます。
- ・ご提供いただいた情報に変更があった場合は、最新の情報提供をお願いします。

5. 4 含有禁止物質の非含有 (製品に関する調達品)

多摩川精機の製品で使用する調達品は、付表1「含有禁止物質」及び付表2「条件付含有禁止物質」を含まないものとします。

(1) 含有禁止物質

全ての製品への含有を禁止する物質

(2) 条件付含有禁止物質

製品及び製品群を限定し、含有を禁止する物質

多摩川精機より依頼する調達品については、以下いずれかの提出をいただき、含有禁止物質が含まれていない又は閾値未満であることを保証いただきます。

(1) chemSHERPA (遵法)

(2) グリーン調達ガイドライン 様式2「含有禁止物質非含有保証書」

(3) お取引先様独自の様式による保証書※

※欧州 RoHS 指令で禁止する 10 物質の非含有の保証を含み、多摩川精機が認めるもの。

6. その他

(1) お取引先様での環境汚染事故、環境法令の違反、行政指導については、多摩川精機へ報告をお願いします。

(2) このガイドラインの内容は、新たな法規制や社会情勢等により予告なく変更する場合があります。

(3) ご提出いただいた文書は、お取引先様の許可なく外部へ公表致しません。ただし、環境負荷物質の成分情報や非含有判定の結果は、多摩川精機のお客様に提供する場合があります。

7. 改訂履歴

版数	発行年月	内容
1 版	2004.11	初版発行
2 版	2006.12	<ul style="list-style-type: none"> ・お取引先様の対象範囲を明確化 ・環境方針を改訂 ・納入資材の成分報告書を廃止し JGPSSI ツールを使用することを規定 ・PBB、PBDE を含有禁止物質から含有規制物質へ移行
3 版	2007.3	<ul style="list-style-type: none"> ・含有禁止物質の規制対象を明確化 ・誤記修正
4 版	2012.1	<ul style="list-style-type: none"> ・グリーン調達基準に環境負荷物質管理の項目を追加 ・環境負荷物質データの提出方法の見直し ・付表 1（使用禁止物質）、付表 2（条件付使用禁止物質）の見直し ・様式 1（環境保全活動の取り組みに関する調査票）の点数を明確化
5 版	2013.3	<ul style="list-style-type: none"> ・環境方針の更新 ・様式 1（環境保全活動の取り組みに関する調査票）の見直し ・別表 2 - 1（適用除外項目）の見直し
6 版	2014.2	<ul style="list-style-type: none"> ・環境方針の更新
7 版	2018.5	<ul style="list-style-type: none"> ・環境方針の更新 ・環境負荷物質調査フォーマット変更（JAMP → chemSHERPA） ・様式 1（環境保全への取り組みに関する調査票）の見直し ・様式 2（含有禁止物質非含有保証書）の見直し ・付表 1、付表 2 の対象物質の見直し

付表1 含有禁止物質

NO	化学物質名	CAS.No	対象範囲(閾値)	用途・使用例
1	アスベスト類	1332-21-4他	意図的添加	電気絶縁体, 充填材, 断熱材
2	ビス(トリブチルスズ)オキシド(TBTO)	56-35-9	意図的添加	塗料, 顔料, 防腐剤, 冷媒, 発泡剤
3	ジブチルスズ化合物 (DBT)	818-08-6他	均質材料中1,000ppm	PVC用安定剤, シリコン樹脂およびウレタン樹脂用の硬化触媒
4	ジオクチルスズ化合物 (DOT)	870-08-6他	モールド中1,000ppm	
5	三置換有機スズ化合物 (TBT類, TPT類)	2155-70-6他	意図的添加 均質材料中1,000ppm	顔料, 塗料, 難燃剤, 安定剤, n型ドーパント
6	ヘキサブロモシクロドデカン (HBCDD)	25637-99-4他	意図的添加 均質材料中100ppm	難燃剤 (主に発泡ポリスチレンとある種の繊維に使用される。)
7	ポリ塩化ビフェニル (PCB)	1336-36-3他	意図的添加	絶縁油, 潤滑油, 電気絶縁媒体, 可塑性剤, 塗料溶媒, 熱媒体
8	ポリ塩化ターフェニル (PCT)	61788-33-8他	均質材料中50ppm	
9	ポリ塩化ナフタレン (PCN)	70776-03-3他	意図的添加	潤滑油, 塗料, プラスチック安定剤, 電気絶縁媒体, 難燃剤
10	短鎖型塩化パラフィン *1	85535-84-8他	意図的添加 均質材料中1,000ppm	グリス, 金属加工油, 難燃剤, PVC用可塑性剤
11	パーフルオロオクタンスルホン酸塩 (PFOS)	307-35-7他	意図的添加 均質材料中1,000ppm	フトリソグラフィ, 写真コーティング材, 油圧油, 金属めっき, 洗剤, 消火剤, 紙のコーティング材
12	パーフルオロオクタンスルホン酸 (PFOA) 塩及びエステル	335-67-1 他	意図的添加	
13	フッ素系温室効果ガス (PFC, SF6, HFC) 類	75-73-0他	意図的添加	冷媒, 吹き付け剤, 消火剤, 洗浄剤, 絶縁材, 苛性ガス, 薫蒸
14	オゾン層破壊物質 *2	75-69-4他	意図的添加	
15	アゾ染料・顔料	92-67-1他	織物・皮革製品中30ppm	顔料, 染料, 着色剤
16	2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ブチルフェノール	3846-71-7	意図的添加	接着剤, 塗料, 印刷インク, プラスチック, インクリボン, パテ, コーキング, シール用充填材(紫外線吸収剤)
17	ジメチルフマレート(フマル酸ジメチル)	624-49-7	均質材料中0.1ppm	防湿剤, 防カビ剤
18	N-フェニルベンゼンアミンとスチレン, 2,4,4-トリメチルペンテンの反応生成物 (BNST)	68921-45-9	意図的添加 (タイヤゴム用途を除く)	ゴム・潤滑油に使用される添加剤(酸化防止剤)
19	特定多環芳香族炭化水素 (PAH)	50-32-8他	皮膚・口に触れる用途で1ppm	ゴムまたはプラスチック中の顔料(不純物)

*1: 炭素鎖長/10~13の短鎖型塩化パラフィンを対象とする。

*2: モントリール議定書対象物質、Class I : クロロフルオロカーボン (CFC) 類、ハロン類、四塩化炭素、メチルクロロホルム(1,1,1-トリクロロエタン)

付表2 条件付含有禁止物質

NO	化学物質名	CAS.No	対象範囲(閾値)	用途・使用例
1	カドミウム及びその化合物 *3	7440-43-9他	均質材料中100ppm	顔料, 耐蝕表面処理, 電池, 接点, 光学材料, ポリ塩化ビニル安定剤
2	六価クロム化合物 *3	1333-82-0他	均質材料中1,000ppm	顔料, 塗料, インキ, 触媒, 防食表面処理, 染料, 防錆
3	鉛及びその化合物 *3	7439-92-1他	均質材料中1,000ppm	顔料, 塗料, ゴム硬化剤, 電池, プラスチック安定剤, ゴム加硫剤, ハンダ, ガラス
4	水銀及びその化合物 *3	7439-97-6他	均質材料中1,000ppm	電池, 蛍光材料, 接点, 温度計, 顔料, スイッチ
5	PBB類ポリ臭化ビフェニル類	59536-65-1他	均質材料中1,000ppm	難燃剤
6	PBDE類ポリ臭化ジフェニルエーテル類	101-55-3他	均質材料中1,000ppm	
7	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル) (DEHP)	117-81-7	均質材料中1,000ppm	
8	フタル酸ジブチル (DBP)	84-74-2	均質材料中1,000ppm	
9	フタル酸ブチルベンジル (BBP)	85-68-7	均質材料中1,000ppm	
10	フタル酸ジイソブチル (DIBP)	84-69-5	均質材料中1,000ppm	可塑性剤, 染料, 顔料, 塗料, インキ, 接着剤

*3: 欧州RoHS指令の適用除外項目の使用については適用外とする。

このガイドラインに対するお問い合わせは下記にお願いします。



多摩川精機株式会社

本社・第1事業所	総務人事部総務課	TEL:0265-21-1800(代)	FAX:0265-21-1861(代)
	資材部	TEL:0265-21-1825	FAX:0265-21-1862
第2事業所	管理部総務課	TEL:0265-56-5411	FAX:0265-56-5412
	資材部	TEL:0265-56-5443	FAX:0265-56-5446
第3事業所	管理部総務課	TEL:0265-34-7811	FAX:0265-34-7812
	管理部調達課	TEL:0265-34-7813	FAX:0265-34-7817
八戸事業所	管理部総務課	TEL:0178-21-2611	FAX:0178-21-2615
八戸事業所福地第二工場	生産企画部生産企画課	TEL:0178-60-1561	FAX:0178-60-1565

ホームページ

<http://www.tamagawa-seiki.co.jp>

住 所

本社・第1事業所	〒395-8515	長野県飯田市大休 1879	TEL (0265) 21-1800(代)	FAX (0265) 21-1861(代)
第2事業所	〒395-8520	長野県飯田市毛賀 1020	TEL (0265) 56-5411	FAX (0265) 56-5412
第3事業所	〒399-3303	長野県下伊那郡松川町元大島 3174-22	TEL (0265) 34-7811	FAX (0265) 34-7812
八戸事業所	〒039-2245	青森県八戸市北インター工業団地 1-3-47	TEL (0178) 21-2611	FAX (0178) 21-2615
八戸事業所福地第二工場	〒039-0811	青森県三戸郡南部町大字法師岡字仁右エ門山 3-23	TEL (0178) 60-1561	FAX (0178) 60-1565

‘ 1 8 . 0 5

初版 制定 2004年11月21日